政　令

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年六月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百六十五号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令

内閣は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第三十八条第一項、第四十三条第二項及び第六項並びに同法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される同法第五十四条第三項並びに身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正）

第一条　障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「百分の二・一」を「百分の二・三」に改め、同条ただし書中「百分の二」を「百分の二・二」に改める。

第九条中「百分の一・八」を「百分の二」に改める。

第十条の二第二項中「百分の二・一」を「百分の二・三」に改める。

第十八条中「百分の一・八」を「百分の二」に改める。

（身体障害者補助犬法施行令の一部改正）

第二条　身体障害者補助犬法施行令（平成十四年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「五十六人」を「五十人」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　第一条の規定による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第十八条の規定は、平成二十五年度以後の年度分として支給する障害者雇用調整金の額及び納付すべき障害者雇用納付金の額の算定について適用し、平成二十四年度以前の年度分として支給する障害者雇用調整金の額及び納付すべき障害者雇用納付金の額の算定については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　小宮山洋子

内閣総理大臣　野田　佳彦